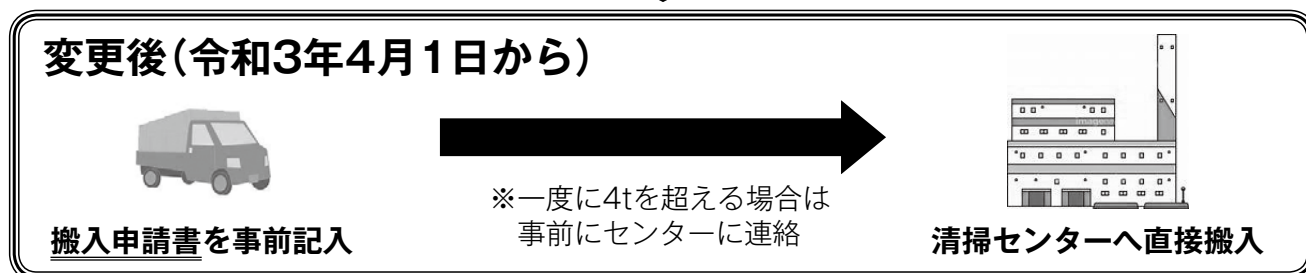


御坊広域清掃センターへの ごみ搬入方法が変わります

令和3年4月1日から

御坊広域清掃センターへのごみの搬入は、これまでは役場で発行する許可証が必要でしたが、令和3年4月1日から、事前に搬入申請書を記入したうえで、直接清掃センターに持ち込めるようになります。



新しいごみの搬入方法

①事前に搬入申請書入手し、必要事項を記入する。

入手方法：役場、御坊広域行政事務組合のホームページから入手
役場、清掃センターの窓口で入手

②御坊広域清掃センター搬入窓口にて搬入申請書を提示する。

申請者の確認：ごみを搬入した本人の確認を身分証明書(運転免許証等)で確認します。
発生場所確認：ごみの発生場所を確認します。
搬入物の確認：ごみの内容を確認します。

③搬入用計量器で計量する。

車両にごみを積載したまま、搬入用計量器にて計量します。

④ごみを所定の場所に降ろす。

職員の指示にしたがって、ごみを所定の場所に降ろします。

⑤精算用計量器で計量し、手数料を支払う。

ごみを降ろしたのち、精算用計量器で計量し、手数料を支払います。

一般個人	10kgにつき 33円(税込) 最大積載量1.5t未満の車両に限ります。 最大積載量1.5t以上の車両で搬入した場合は、料金及び処理困難物の扱いが事業系となります。
事業系	10kgにつき 110円(税込)

注意事項

○受付時間を守ってください

平日 (月～金)	8:00～11:45、12:45～16:00 <u>11:45～12:45は受付を行いません。</u>
日曜日 (月に一度)	8:00～11:30 月に一度、一般個人ごみ(最大積載量1.5t未満の車両に限る)の日曜受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。

○ごみの搬入には搬入申請書の他に身分証明書(運転免許証等)が必要です。

○手数料免除のごみ(災害ごみ、ボランティア活動で発生したごみ等)は、これまでと同様に、事前に役場が発行する許可証が必要です。

○清掃センターで処理できないものは、処理困難物として搬入をお断りします。

処理困難物(主なもの)

一般個人・事業系共通のもの

油(植物性以外)	断熱材
網(漁網)	動物の死体
石膏ボード、サイディング材	土砂、コンクリート
FRP製品	トタン(FRP入り)
仮設トイレ	農ビ、マルチ(農業用)
家電リサイクル品	農薬(ピクリン)の缶
瓦	バイク(排気量50cc超)
自動販売機	バッテリー
焼却灰	パソコン(PCマーク入り)
タイヤ	プロパンボンベ

事業系のみ

畳(ポリスチレンフォーム使用) 自動車部品 塩ビ配管 発泡スチロール
建築廃材 廃プラスチック類 コンパネ 太陽光パネル

【お問い合わせ】

御坊広域清掃センター ☎ 29・3030

住民福祉課 ☎ 63・3800

よろしくお願ひします

